

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2015年4月）傍聴
日 時： 2015年4月27日（月）～4月29日（水）
場 所： ロンドン IASB 本部
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 大雄 信

IASB 会議（2015年4月）傍聴報告

日時：2015年4月27日（月）～4月29日（水）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015年4月27日から29日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論のトピックは以下のとおりであった。

- 公正価値測定
- 顧客との契約から生じる収益
- IFRS 適用上の論点
- 開示に関する取組み
- 高インフレ

【4月27日（月）】

- 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正案)(アジェンダ・ペーパー6)

IASB は、2015年4月27日に会合し、2014年9月の公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正案)(公開草案)における提案について議論を行った。具体的には、IASB は、公開草案で提案した設例(IFRS 第13号「公正価値測定」の第48項の適用を例示)について議論を行った。

IASB は、公開草案で提案した設例は、IFRS 第13号の第48項の適用を適切に例示していると判断した。すなわち、企業が IFRS 第13号の第48項における例外を使用することを選択する場合には、市場リスクがほぼ同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる正味リスク・エクスポージャーの適切な公正価値測定は、それにより生じる正味ポジションに含まれている金融商品に、それに対応する調整前のレベル1価格を乗じて算定されることになる。14名の IASB メンバー全員が、この決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第13号の設例案は強制力がないほか、受け取ったコメントにおいて著しい実務の不統一が明らかにされなかったことに留意した。したがって、IASB は、IFRS 第13号の設例案を別個の文書として公表することは不要であると結論付けた。13名の IASB メン

バーがこの決定に賛成した。1名が反対した。

今後のステップ

IASBは、本プロジェクトの残りの側面に関する議論を今後の会議で継続する。

【4月28日（火）】

■ 顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

IASBは2015年4月28日に会合し、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関する以下の論点を議論した。

- a. IFRS第15号の発効日
- b. 回収可能性の検討 収益認識移行リソース・グループ（TRG）の会合から生じた論点

IFRS第15号の発効日（アジェンダ・ペーパー7A）

IASBは、IFRS第15号の発効日を1年延期することを暫定的に決定した。したがって、企業は、2018年1月1日以後開始する年次報告期間にIFRS第15号を適用することになる。当該基準の早期適用は引き続き認められる。

11名のIASBメンバーが賛成し、3名が反対した。

回収可能性の検討（アジェンダ・ペーパー7B）

IASBは、2015年1月のTRGの議論の中で強調された回収可能性に関する論点に照らしたIFRS第15号の明確化や修正は行わないことを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーが賛成し、2名が反対した。

今後のステップ

IASBは、IFRS第15号の発効日に関する狭い範囲の公開草案を公表する（少なくとも30日のコメント期間を設ける）。IASBは、2015年7月のIASB会議でIFRS第15号の発効日に関する議論を最終確定する予定である。

■ IAS 第 40 号「投資不動産」 明らかな用途変更がある場合に、建設中の投資不動産を棚卸資産から投資不動産に振り替えるべきか (アジェンダ・ペーパー12A)

IASB は、IAS 第 40 号の第 57 項の狭い範囲の修正についての IFRS 解釈指針委員会 (「解釈指針委員会」) からの提案を議論した。

IASB は、第 57 項に従って、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替を行うべきなのは、第 57 項(a)から(d)で述べている状況により証明される用途変更がある場合であり、かつ、その場合のみであることに着目した。IASB はさらに、第 57 項の「場合に、かつその場合にのみ」という用語は、用途変更が第 57 項(a)から(d)で述べている状況に限定される旨と、第 57 項(a)から(d)のリストが網羅的である旨を含意していることに着目した。

IASB は、IAS 第 40 号における投資不動産への振替又は投資不動産からの振替についての原則を補強するため、第 57 項を修正することを暫定的に合意した。以下の旨を明示するためである。

- a. 投資不動産への振替又は投資不動産からの振替は、当該不動産の用途変更があった場合にのみ行うべきである。
- b. こうした用途変更は、当該不動産が投資不動産に該当するかどうかの評価を伴う。当該用途変更は、証拠の裏付けがあるべきである。

解釈指針委員会が提案したとおり、IASB は、第 57 項(a)から(d)に示している状況のリストの表現を改めて、網羅的なリストではなく、用途変更が生じている証拠の例とすべきであると暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替のそれぞれについて、用途変更を裏付けるために使用した証拠の開示は要求しないことを暫定的に決定した。この開示は解釈指針委員会が IASB に提案していた。

10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、4 名が反対した。

今後のステップ

IASB は、IAS 第 40 号の狭い範囲の修正案に関して行ったデュー・プロセスを今後の会議で検討する。IASB は、この修正案の公開草案を 2015 年の第 3 四半期に公表する予定である。

■ 「IFRS の年次改善 2014 - 2016 年サイクル」(アジェンダ・ペーパー12B)

4 月 28 日に、IASB は、「IFRS の年次改善 2014 - 2016 年サイクル」からの公開草案の公表を進めることを確認した。公開草案には、IASB が暫定的に承認していた以下の 2 つの修正案が含まれることになる。

- a. IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」：初度適用企業に対する短期的な免除。この修正は、2013年12月にIASBが暫定的に承認したものである。
- b. IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：純損益を通じた公正価値による投資先の測定は投資ごとの選択である旨の明確化。この修正は、2015年1月にIASBが暫定的に承認したものである。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASBは、IFRSの年次改善2014-2016年サイクルに関して行ったデュー・プロセスを今後の会議で検討する。IASBは「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」の公開草案を2015年の第3四半期に公表する予定である。

■ IFRIC 解釈指針案 「法人所得税の不確実性の会計処理」デュー・プロセス文書（アジェンダ・ペーパー12C）

2015年4月28日の会議で、IASBは、解釈指針委員会が開発したIFRIC 解釈指針案「法人所得税の不確実性の会計処理」を検討した。この解釈指針案は、以下に関するガイダンスを提案する。

- 法人所得税について不確実性がある場合における未払法人所得税（未収還付法人所得税）の認識及び測定
- 不確実性についての測定単位の決定及び税務当局の調査についての仮定。また、既存の関連する開示要求を説明することになる。

IASBは、IFRIC 解釈指針案「法人所得税の不確実性の会計処理」の開発及び公表に関するデュー・プロセスのステップをレビューした。IASBメンバー全員が、IASBが十分なデュー・プロセスのステップを行ったと納得している旨を確認した。したがって、スタッフに、書面投票プロセスを開始するよう指示した。

1名のIASBメンバーが解釈指針案の公表に反対する可能性がある意向を示した。

今後のステップ

解釈指針案の公表は2015年の第2四半期に予定されている。

【4月29日（水）】

■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASBは、4月29日に会合し、開示に関する取組みの一部として開示原則プロジェクトと重要性プロジェクトを議論した。

重要性

IASB は、本プロジェクトで行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している旨を確認し、次のことに合意した。

- a. 限定的な結論の根拠を、実務記述書案「財務諸表への重要性の適用」の公開草案と一緒に公表すべきである
- b. 120 日のコメント期間で十分である。

したがって、IASB は公開草案の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

アジェンダ・ペーパー11B：定義の一致と IAS 第 1 号の追加的なパラグラフ

IASB は、全般的な開示基準（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」又は後継基準など）には、重要性の定義の修正案及び重要性の主要な特徴について明確化するパラグラフを含めるべきであると暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち、12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

開示原則

アジェンダ・ペーパー11C：情報の集約及び要約

IASB は、開示原則のディスカッション・ペーパーには、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の重要性と集約のセクションの修正案を含めるべきであると暫定的に決定した。当該セクションは、全般的な開示基準（IAS 第 1 号又は後継基準など）に最終的に含まれることになる。この修正は、以下に関する追加的なガイダンスを提供するものとなる。

- a. どのような場合に、項目を基本財務諸表又は注記において区別して表示すべきなのか。
- b. 特定の開示要求に関して、どのくらい詳細を注記で開示すべきなのか。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち、12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー11E：注記の内容

IASB は、全般的な開示基準（IAS 第 1 号又は後継基準など）には、以下を含めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 注記の役割の記述
- b. 財務諸表の目的及び注記の役割に基づく中心となる開示目的のセット

さらに、IASBは、ディスカッション・ペーパーには、これらの目的の開発に対する2つのアプローチを含めるべきであると暫定的に決定した。以下のいずれかに焦点を置くものである。

- a. 注記に開示する情報のさまざまな種類
- b. 企業への将来の正味キャッシュ・インフローに関する見通し及び企業の資源に対する経営者の受託責任を、利用者は一般的にはどのように評価するのか

出席した13名のIASBメンバーのうち、12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

アジェンダ・ペーパー11F：開示要求の文案作成

IASBは、開示原則のディスカッション・ペーパーに含める予定である、基準における開示要求の文案作成に対する新たなアプローチ案のフィールド・テストを、特に以下に関して行うことを暫定的に決定した。

- a. IAS第16号「有形固定資産」（アジェンダ・ペーパー11Gで議論）
- b. IFRS第3号「企業結合」（アジェンダ・ペーパー11Hで議論）

IASBは、ディスカッション・ペーパーの公表前に、アプローチ案のフィールド・テストをさまざまな法域の作成者、監査人、規制機関及び利用者を行うことを予定している。

出席した13名のIASBメンバー全員が、この決定に賛成した。

今後のステップ

2015年5月の会議で、開示原則プロジェクトの一部として、IASBは、以下を議論する予定である。

- a. 会計方針（フォローアップ）
- b. IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のレビュー
- c. 本体又は注記における表示
- d. 非IFRS情報（フォローアップ）

■ 高インフレ（アジェンダ・ペーパー14）

IASBは、調査研究プログラムのプロジェクトである高インフレを議論した。このプロジ

エクトの目的は、アルゼンチン経済専門団体連合（アルゼンチンの基準設定主体）とラテンアメリカ基準設定主体グループ(GLASS)による次の要望を検討することである。

- どのような場合に超インフレが存在するのかを識別するために現在はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に含めている累積インフレ率の閾値を廃止又は削減する。
- 財務諸表の修正再表示から生じる修正の報告のための手続を変更する。

IASBは、IAS第29号におけるインフレの閾値を引き下げる提案はしないこと、また、インフレをより全般的に扱うIAS第29号の代替案又は基準の開発に関する作業を行わないことを暫定的に決定した。したがって、このプロジェクトは、優先順位が低いものとして設計されるが、調査研究プログラムに残されることになる。利害関係者がアジェンダ協議でこれらの決定に関してコメントできるようにするためである。出席した13名のIASBメンバーが、この決定を支持した。

さらに、IASBは、新興経済圏グループに、高インフレに苦しんでいる法域の企業に対する開示要求の開発にメリットが生じ得るかどうかを検討するよう依頼する予定である。

以 上

付録 スケジュール**4月27日（月）：IASB 単独の審議**

時間	アジェンダ項目
16:15-17:00	「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(アジェンダ・ペーパー6)

4月28日（火）：すべてIASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
12:30-13:30	昼食
13:30-15:00	顧客との契約から生じる収益(アジェンダ・ペーパー7)
15:00-15:15	休憩
15:15-16:15	IFRS 適用上の論点(アジェンダ・ペーパー12)

4月29日（水）：すべてIASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	開示に関する取組み(アジェンダ・ペーパー11)
10:00-10:15	休憩
10:15-12:45	開示に関する取組み(アジェンダ・ペーパー11)
12:45-13:45	昼食
13:45-14:45	高インフレ(アジェンダ・ペーパー14)

以上